産業基盤強化推進特別委員会記録

開催日時 平成29年11月28日 (火) 13:03~14:17

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

西川 均 委員長

阪口 保 副委員長

山中 益敏 委員

藤野 良次 委員

清水 勉 委員

中野 雅史 委員

安井 宏一 委員

宮本 次郎 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中川 産業・雇用振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議事

(1)報告事項

・「産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例」の一部改正 について

(2) その他

<会議の経過>

〇西川委員長 ただいまより産業基盤強化推進特別委員会を開会いたします。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご承知おき をいただきたいと思います。

それでは、案件に入ります。

産業・雇用振興部長から、産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する 条例の一部改正について報告したいとの申し出がありましたので、報告願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご報告をお願いをいたします。

〇中川産業・雇用振興部長 西川委員長から着座にて報告とのご配慮をいただきましたので、着座にて、説明をさせていただきたいと思います。

お手元に配付させていただいておりますA3横の1枚紙「産業集積の形成及び活性化の ための県税の課税免除に関する条例の一部改正について」で、奈良県の県税条例の関係に なります。

- 1、条例改正の概要です。企業立地促進法が地域未来投資促進法へ全面改正されました。 新たに策定いたしました奈良県未来投資促進基本計画に基づき設置されました施設につき まして、所要の改正を行いたいと思っております。
- 2、対象税目と改正内容です。不動産取得税及び県課税の大規模償却施設の固定資産税の の課税免除です。
- 3、対象となる施設の内容です。対象地域ですが、県基本計画で定めました区域、奈良県の場合は県内全域です。

対象者といたしまして地域経済牽引事業のための施設を設置される事業者ということで、 対象事業ですが、奈良県未来投資促進基本計画で定めます売り上げ及び付加価値額の増加 が期待される事業ということで、具体的にはそこに記載させていただいていますように① から⑥までございます。今まで製造業、また、研究所がメーンでしたが、今回、新たに② の観光資源等を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくりの関係、④の特産物を活用い たしました農林水産・地域商社につきまして対象とさせていただいております。

4、施行期日ですが、公布の日から施行し、国の同意がございました本年9月29日以降に事業者が設置した施設につきまして適用をさせていただきたいと思っております。

今回、条例の改正ですが、配付資料右側は既に9月末に各委員にお配りをいたしまして、 奈良県未来投資促進基本計画が国の同意を得られましたとご報告をさせていただいた資料 の中で黄色の線を引いている部分です。支援内容の、法人税等の特例措置(減価償却又は 税額控除)をはじめとした税制優遇ということで、奈良県税の関係で対応している一つで す。報告は以上です。

○西川委員長 ただいまの報告またはその他の事項も含めて質問があれば発言を願います。
○山中委員 私から、大きくは2つ、先ほどご報告をいただいた内容も含めてお聞かせいただきたいと思います。

去る9月28日、予算審査特別委員会が行われまして、私もその委員会に参加をさせていただきまして、地域未来投資促進法についてお聞きをさせていただきました。その際の答弁では、報告ではあったのですが、奈良県未来投資促進基本計画を国に出して、そしてその同意が得られたのが翌日の9月29日ということでした。ここにも一部、報道資料と

いうことで概要については書いていただいておりますけれども、もう少しわかりよい形の 概要と、それからまだ時間がたっていないのですけれども、地域未来投資促進法について の、案件の問い合わせがどれぐらいあるのか、この点についてお聞かせをいただきたいと 思います。

〇箕輪企業立地推進課長 先ほど中川産業・雇用振興部長からもご報告させていただいた ところです。奈良県未来投資促進基本計画の進捗状況についてお答えさせていただきます。

企業立地促進法を全面改正しました地域未来投資促進法ですが、本年の7月末に施行、この法律に基づいて当該基本計画を作成したところです。この計画は、県と県内全39市町村が共同作成、そして去る9月29日に国の同意がなされたところです。これまでの企業立地促進法に基づく奈良県企業立地促進計画におきましては、製造業を中心といたしました企業立地が地域経済の活性化に寄与してきたというところではありますが、最近ではそれ以外の成長性の高い新たな分野に挑戦する取り組みが次々と登場している状況です。そこで今回の基本計画におきましては、これまでの製造業や物流、情報通信業に加えまして、地域経済を牽引することが期待されて、高い付加価値の創出や売上高の増加が見込まれる取り組みに対して支援を行うこととしております。例えば先ほどご報告させていただきました、左側の3、対象となる施設の内容の対象事業の②観光資源等を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくりとか④三輪そうめんや柿などを想定していますが、特産物を活用した農林水産・地域商社等を新たな支援対象としているところです。

同意いただきましてまだ2カ月ほどですが、最近の動向といたしましては、事業者からの事業計画が既に上がってきたものがありまして、1件承認しているところです。さらにただいま10件近くの協議、相談を行っているところです。具体的な対象分野といたしましては、これまでのものづくり、いわゆる製造業の事業者はもちろんおられますけれども、新たにとか、それ以外には宿泊事業者からの問い合わせも多いところです。現在の引き合いの状況です。以上です。

〇山中委員 はい、わかりました。

もちろん約2カ月ということですので、そんなにたくさんの事業者数がないとは思いましたが、ここで注目したいのは宿泊等を今後どう生かしていけるかということでの業者の引き合いもあるということですので、ぜひとも今後進めていただきたいです。承認が1件、それから相談を含めた引き合い、問い合わせが10件近くあるということですけれども、国のほうでは今後3年間で約2,000社を支援していこうということも目途とされてい

ますし、また、投資額としては1兆円、GDPでは5兆円増額だという目標はきちんと設定をされているところなのですけれども、一つは県としてこれから5カ年にわたってやる中での目標、具体的にはどれぐらいの会社の支援をしていくといったことも含めて聞かせていただきたいのと、2カ月で11件という件数が多いか少ないかというのがあろうかと思いますけれども、各企業に、また今企業ではない方にもこの地域未来投資促進法はしっかり周知をしていかないとだめだと思うのですね。そういう意味で市町村との連携も必要になろうかと思いますけれども、この周知徹底をどう図っていくかというのと、それから県の目標についてお聞かせをいただきたいと思います。

〇箕輪企業立地推進課長 2件のお尋ねです。

目標ですが、先ほどの報告のペーパーの対象事業のところにも書いていますが、売り上げが5%増及び付加価値が3,775万円の増加が期待される事業ということで計画の中では定めさせていただきますので、そこに入っていただく、要は付加価値の上がる企業を支援していきたいと考えているところです。それにつきましては、周知は当然必要だと考えているところですが、先ほどの報告にもありました県税の課税免除条例もそのメニューの一つではありますが、それ以外にまだ制度融資等の制度整備をこれからしていきたいと考えております。

多くのメニューを用意したいと考えておりますが、それらを知ってもらうのはとても大事だと考えております。例えば現在、事業を行っておられる方のほかに起業される方も含めて新しい事業展開をされる方については、県だけではなくて市町村、金融機関、経済団体などに対しての相談が多く想定されますので、いわゆる事業者に向けた説明会を、計画策定以後、少し実施しております。今後も市町村や金融機関、各団体への説明会の開催や個別訪問も行い、あらゆる場面を通じて周知をさせていただきたいと考えております。以上です。

〇山中委員 そうですね、私も、市の融資等は、大きな窓口としては金融機関があるのか と思います。当然、税理士、その他の各種団体というのもあろうかと思いますので、ぜひ ともそういうところもしっかり県から周知は図っていただいて、本当に多くの企業、また、 これから起業を目指そうとされている方にしっかりとこの情報が届くようにしていただき たいと思います。

それともう1点お聞かせをいただきたいと思いますのが、11月22日の参議院の本会議におきまして公明党の山口代表が事業継承問題を取り上げました。今後10年間に多く

の経営者の引退が見込まれる中でその約半数、127万社を超える事業者が継承者が未定ということで、ややもすると、廃業せざるを得ないと。こういったセンセーショナルな話を通しまして、そういうためにも早期に計画的な事業継承を促進するための気づきの機会を提供できる事業引継ぎ支援センターを通じてプッシュ型の支援などを、現在約500件にとどまっているようですけれども、これをもっとしっかりとやる必要があるのではないかという内容を、参議院の本会議で取り上げさせていただきました。同じように経済産業省の平成30年度の経済産業政策の重点の項目の、第4の柱に中小企業等による地域未来投資の加速化ということが明記をされておりまして、そこにも同じように中小企業関連施策の展開として事業継承、再編、統合による新陳代謝の促進という項目があるのは既にご存じのことだと思います。本県でもこのことを受けてということではないかもわかりませんけれど、既に継承者についてのアンケート調査をされていると聞いておりますし、その報告も既にホームページ等で掲載されているように伺っております。

そこで、初めに、県内企業の継承決定が今どのような状況なのか、それと継承者不在という企業の見込みについて、アンケート調査結果からどのように見えてくるのか、この 2 点をまずお聞かせいただきたいと思います。

〇前野産業振興総合センター所長 昨年度、山中委員がおっしゃっていただきました県の後継者の実態調査をさせていただきまして、その中で中小企業の代表者が、65歳から70歳の方が43.8%を占めたということです。そしてまた、国の中小企業白書によりますと、山中委員もおっしゃっていただきましたように中小企業の代表者の平均引退年齢が70歳となっていること、また後継者不在企業25.3%のうち4割以上の企業が廃業もやむを得ないとの回答などがあることから、本県におきまして事業承継支援は、喫緊の課題と考えているところです。また、奈良県の調査におきましては、県に求める支援策といたしまして相談体制の整備、そして後継者対策セミナーの開催が上位を占めているところです。それを受けまして県といたしましては産業振興総合センター等が核となりまして、奈良県プロフェッショナル人材戦略拠点、公益財団法人奈良県地域産業振興センターのよろず支援拠点、奈良商工会議所の事業引継ぎ支援センター等々と事業承継支援のためのネットワークを構築いたしまして、後継者となります人材、承継企業の情報提供やマッチング支援を実施しているところです。

参考に事業承継に係る相談対応件数ですけれども、平成28年度は、1年間で57件、 今年度は11月15日現在、64件とふえているところです。経営者、後継者への経営ア ドバイス、また、事業承継計画の策定を支援することによりまして、これまで4件の成功 事例等々出ているところです。

あわせまして後継者の実態調査ですけれども、この中で事業承継を希望いたします企業 6 4 社のうち、社外の第三者を後継者として選んでもよいと回答している企業が3 6 社ご ざいます。これらの企業に対しまして個別訪問を実施しているところです。これまで1 2 社訪問させていただいたところです。引き続きこの取り組みを継続いたしまして、円滑な事業承継を促したいと考えているところです。以上です。

〇山中委員 ありがとうございます。

今の、実際に取り組んでいただいている内容、それから今後もその内容をさらにおし進めていただけると聞かせていただきました。こうした中で、直接、県として携わるよりも、おっしゃったように商工会議所にお任せしたりお願いをしたりしている事業も多くあるのかなと思います。今、相談をかけている64社のうちの、36社は、事業継承者を社外から求めてもいいという話もあって、そのうちの12社を訪ねていただいて、より詳細なマッチングを図っていく取り組みと確認をさせていただいたわけですけれども、社外の方のマッチングというのは、半分近くがそういう希望も含めて考えておられるのですけれども、この場合の人材を、本県ではどのようにマッチングのために選定しているのか、その辺だけをお聞かせいただけたらと思います。

○前野産業振興総合センター所長 社外の人材ということですけれども、県におきましては奈良県プロフェッショナル人材戦略拠点、また、それ以外でも経済団体等々の関係、金融機関等々を通じてそういう人材の発掘をさせていただいているところでございまして、主にはプロフェッショナル人材戦略拠点が中心となって、させていただいているところです。

〇山中委員 わかりました。ありがとうございます。

冒頭に申しましたように、これから考えますと日本全体では127万社が事業継承がなかなか難しくなってきていて、そのうちの大半が廃業も目途にしているということもございますので、そうならないようにしっかりと、奈良県においては事業継承がスムーズにいくように、人材に事業継承がされて、雇用、それから経済の基盤の部分をしっかりと支えていただきたいと思いますので、その点をお願いしまして、私の質問は以上です。

○宮本委員 何点か聞きたい点があるのですが、その前に先ほどの報告があった中で1点だけ示していただいたらと思います。3、対象となる施設の内容で対象事業の②観光資源

等を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくりとあり、資料右側には神社仏閣等の観光 資源とあるのですが、少しイメージが湧きにくいので、どういったものになるのか、イメ ージを示していただければと思います。

○箕輪企業立地推進課長 ただいまお尋ねの、対象事業②の観光資源等を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくりですけれど、この法律改正のもととなる考え方といたしましては、これまで工場、研究所の立地を支援するといったものが幅広い業種にわたったというところです。例えば商業、サービス業、あらゆるところで付加価値の生むものができているというところが背景になっております。その中で、観光資源等を活用したというところなのですけれど、神社仏閣等の観光資源ということで、奈良県におきましては全県的に観光資源の宝庫です。その中でそれらを活用して観光するための施設、スポーツをするための施設等が想定されておりますので、先ほど問い合わせ状況のところで申し上げました、例えば宿泊施設が入ってくるかと思います。それ以外には例えば複合商業施設もその中に入ってくる可能性はあるかと思っておりますが、現在あらゆる可能性を秘めていますので、先ほどの周知のお話はございますが、いろんな相談は聞かせていただきたいと思っているところです。以上です。

○宮本委員 わかりました。

宿泊施設等というイメージだと思うのですが、今ちょっと話題になっている国際芸術家 村構想も民間のホテルを誘致ということになっているのですが、イメージですけれども、 観光資源を生かした事業ということでいえば、こういう対象になってくるという理解でよ ろしいのでしょうか。

○箕輪企業立地推進課長 おっしゃいますように、この地域未来投資促進法に基づく計画におきましては民間事業者の投資を引き出すものですので、民間事業者の宿泊施設等についても対象になってくると考えております。以上です。

〇宮本委員 わかりました。

質問に入っていきたいと思うのですが、私もここで言われているように付加価値の増加が期待される事業を応援するという発想そのものは反対するものでもないのですが、ただ気になるのが安倍内閣が今進めている、いわば大きな規模の投資やインフラ整備などに重点化した支援になってまいりますと、奈良県の産業基盤に目を向けたときに多くが中小企業ですので、中小企業がこの支援の枠の中に入ってこられなくなるのではないかという心配を持っているわけです。そこで、このほど奈良県県民経済計算というものを拝見いたし

ました。これはここで言われているような付加価値を1年間というくくりで評価したものなのですが、平成26年度は企業所得が22.6%となっていました。平成19年度の企業所得19.8%と比べますと、伸びつつあるとは言えるのですが、全国平均と比べると企業所得はまだ低い水準にあって、これをどう引き上げていくかということが課題だと私も思うわけです。

そこで企業誘致とか生産拠点整備とか、こういった産業集積の形成、活性化も手法となってくるかと思うのですが、ただ、これが本当に県内経済の発展に結びついていくのかをよく見きわめる必要があると思っております。例えば県内への企業誘致を一つとりましても2種類あると思いまして、県外から誘致するという手法と、県内の企業を育成し、拡大、発展に結びつけるという手法とがあると思うのですが、私はどちらかといえば後者の、県内企業の育成、拡大、発展、こういったところもしっかりと位置づけることが事業を考える上でも大事ではないかなと思っております。とりわけ中小企業は県内企業数の99%を占めますし、雇用者の93%を支えているわけですので、中小企業を直接応援するということが非常に大事になってくるのではないかと思うのですが、今回の条例改正についてこういった中小企業がしっかりと支援の枠に入ってくるのかどうか、その点についてどう考えているのか、お聞きしておきたいと思います。

○箕輪企業立地推進課長 宮本委員お述べの企業誘致のパターンですが、県外から呼び込むものと県内の事業者を拡大、発展させるものと両方あると思います。例えば工場におきましても、拡張していただく立地についても当然支援してまいった次第です。事業活動の中で例えばこの対象となる施設の内容のところの対象施設は、施設とその敷地の取得価格の合計が1億円、農林漁業関連業種は5,000万円を超えるものというところですが、その立地に関しましては一定の線は当然引いておりますが、これまでの企業立地促進法に基づく実績も過去10年間で百数十件ございましたけれども、多くの中小企業が対象となっていただいております。

ただ、中小企業におかれましては、この対象施設のハードルというのは必ずしも低いものではないかもしれません。この数字を投資していただくことで例えば高い雇用を創出したり、例えば既存の県内企業との取引を維持、拡大していくこと、さらに県内に長く定着していただくことも期待して、こういう基準に乗った方については支援するという引き込み策ですので、全てカバーできるかといえば難しいかもしれませんが、多くの中小企業者に使ってもらえるものと考えているところです。以上です。

〇宮本委員 ありがとうございました。

多くの企業にこのチャンスが広がることになればという期待は持つわけですが、いつも 気になりますのが、先日も知事に予算要望に行った際に話題になったのが頑張る企業は応 援するというのです。それはわからないでもないのですが、頑張りたいと思っているけれ ども、なかなか今の諸条件の中で頑張り切れないところがある、ここを支えてほしいとい う具体的な要求を持っている中小企業に対してまで頑張らない企業だということで支援の 手が届かないということになっては、本末転倒だと常々思っているところです。

少し話題を変えるのですが、2010年に本県で5,000社の事業者を対象に産業実態調査をしておられます。これも多くの中小企業が対象の大規模な実態調査であったかと思うのですが、この中で寄せられている声にしっかり心を寄せて、特に産業振興総合センターが機能を拡充して中小企業の底上げを図るということが同時にチャンスを広げることになるのではないかと思うわけです。そこで2点ほどお聞きしたいのですが、この2010年の調査の中で実に51%の事業者が市場が縮小し、影響を受けているのだと、言っているわけで、例えば販路拡大あるいは県内市場の拡大に対する支援を求めているのですが、こういう点での近年の取り組みはどうなのか、目立った変化が起こせているのかという点を一つ問いたいと思います。

あわせましてもう一つは、自社ブランドを育成したり、技術革新をしようと思ったときに、このための基礎研究が欠かせないと思うのです。一時的な利益追求あるいは国の施策に乗った事業ということではなくて、奈良県内の中小企業を支えるような、持続的な基礎研究が大事になってくると思うのですが、その点で産業振興総合センターで努力されているものがあれば、ぜひ紹介してほしいと思います。

〇前野産業振興総合センター所長 販路拡大の取り組みというお尋ねです。国内販路拡大 支援事業、また、海外販路拡大支援事業ということでメニューを準備し、取り組んでいる ところです。

国内販路拡大支援事業におきましては、東京でのインターナショナルギフトショーの出展に対して助成させていただいているところです。企業に寄り添った形での出展に行くまでの取り組み、またブラッシュアップ等々、一緒にさせていただきまして、取り組ませていただいているところです。また、3日間行った中での商談ということでそれぞれ500件させていただいているようなところ、また商談成約見込みは、150~160件という成果も出させていただいているところです。東京インターナショナルギフトショーといた

しまして支援をさせていただいているところです。

また、海外の販路開拓につきましては、国内市場の先行き不安を打開するということで、海外に対しましても、目ききバイヤーが存在いたします市場を有します欧米、また、東南アジアに対しましての海外見本市への出展の支援をさせていただいたり、また海外での販路拠点の立ち上げに向けた支援もそれぞれ取り組ませていただいているところです。それぞれ各企業の希望されます、各国に対しましての出展ということでの、海外見本市への出展のブースの経費を支援させていただいたり、またジェトロと協力した支援や、また販売拠点の立ち上げに向けたということでしたら、マーケティング調査やテスト販売に要しますそれぞれの経費の支援をさせていただいているところです。

あともう一つ研究部門に対しての取り組みです。当産業振興総合センターで、中期研究 開発方針推進ということで、平成28年度から平成32年度までの5年間に取り組むべき 研究開発の方針などを明確に示させていただきました。この中期研究開発方針を平成28 年4月からスタートさせていただいたところです。平成28年2月議会に上程させていた だきまして、承認をいただいたところです。

現在、経済状況において成長を続けます中小企業をさらに発展させますとともに、県内 産業の活性化を促進するための研究開発を重点的に行いまして、その成果を県内企業へ技 術移転、普及を図っていくこと等々を目指すものです。基本方針といたしましてグローバ ルニッチトップ企業の創出・育成を目指しました研究開発の推進、また新産業分野の創 出・育成を目指しました研究開発の推進、そして核となる技術の形成、そして積極的な成 果、技術の移転、普及、そして研究開発推進体制の整備等々に取り組ませていただいてい るところです。また、それぞれプラスチック、繊維、食品分野、またエネルギー、環境分 野等々の各分野に関する研究として企業と一緒になって取り組んでいるところです。以上 です。

○宮本委員 わかりました。

最後にしたいと思うのですが、主に繊維業界の方などと話をしておりますと、海外への 輸出になると、なかなかハードルが高い。いろんな支援のメニューはあっても手が出せな いというような声をお聞きするのです。そういう点で、いろんな高さのハードルを設けて いただいて、もう一歩足を踏み出そうと思えるような支援策が今待たれているのではない かと強く思いました。今回もこういう形で条例改正案が出ているのですが、ハードルが高 いのではないかということを印象として受けるのです。ぜひ最後、中川産業・雇用振興部 長に聞いておきたいと思うのですが、奈良県内の99%が中小企業と言われる中で、多くの中小企業が自分も支援の枠組みに乗れるぞと、一歩踏み出そうと思えるようなそういうきめ細かな支援策を今後ともぜひ、奈良県小規模企業振興基本条例もできましたので、そういったものを生かして進めていただきたいと思いますので、その点について考えを聞いておきたいと思います。

〇中川産業・雇用振興部長 ただいま宮本委員からご質問がございました。

先ほど説明させていただきました奈良県未来投資促進基本計画に基づきます新たな支援ですが、企業立地法からの転換部分とプラスになっている新しい部分があり、それと今、宮本委員がおっしゃった奈良県小規模企業振興基本条例をつくってという形での支援をさせていただいております。景気状況がまだ比較的悪くなくいい状態で動いておりますので、この時期を逃さずに奈良県内の中小企業者に、中心となってしっかり活用していただくように、奈良県としていろいろメニューを用意しております。先ほど前野産業振興総合センター所長から話もございましたように、こういういろいろな制度があると、しっかり活用してくださいとお声がけをさせていただいて、県内の企業にしっかりPR、周知徹底をいたします。その中で企業の状況、またその投資状況によってきめ細かく引き続きご相談に乗らせていただいて、支援をさせていただきたいと思っております。以上です。

○宮本委員 景気状況がいいとなかなか思えない面がありまして。相当苦しんでいる事業者が多いと思いますので、一層きめ細かく心を寄せていただくことが大事だと申し上げて、終わっておきたいと思います。

○安井委員 不動産取得税にこの優遇制度を新しく取り入れられているという形なのですが、大規模償却施設の固定資産税の課税免除と記載されていますけれども、一定期間は設けられているのでしょうか。期間があるのかどうか、ずっと優遇していくのか。また、県で企業立地を進められておりますけれども、市町村でも連携して新しい企業誘致を目指しておられるわけですので、こういう市町村と連携した部分で固定資産税、市町村税の優遇措置も講じられている場合もあるように聞いています。企業にとってそういう優遇された面で、県からの補助金もありますね。上六印刷株式会社が申請されたときに、補助金等をいただいたのでありがたかったという、会社からの説明もありましたので、非常に有効に使われているのだなということもあるのですけれども、この固定資産税あるいは不動産取得税免除以外に市町村と連携した優遇措置というのがありましたら、お教えいただきたいと思います。

それから先般の委員会では川西町の準工業地域が拡大されて新しく企業が進出されるという話があり、一つの可能性、ポテンシャルを秘めていると言えるのですけれども、そういう都市計画上の準工業地域あるいは工業地域で、市町村からの申請というか、拡大というか、そういう動きは今現在で見受けられるのかどうか、川西町以外ではどうでしょうか。ありましたら教えていただきたいと思います。

○賃輪企業立地推進課長 先ほどのこの計画に基づきます支援メニューという中で掲げさせていただきました不動産取得税の課税免除ということで話させていただきましたが、ここに並列して書かせていただいております大規模償却施設の固定資産税といいますのは県課税の分でございまして、これはある一定の基準を超えますと県が課税権を持つものですので、ほとんど例はないのですけれど、制度として設けているところです。

安井委員お述べの市町村の固定資産税についても同様の制度があるのですが、それぞれの市町村でそれは固定資産税の不均一課税の条例を整備していただく必要がございます。 この計画につきましては、県と39市町村で、共同で作成したものでございますが、市町村が行う固定資産税に関しましても、減収補填制度が講じられるところですので、市町村におきましても、その話は当然させていただいているところです。市町村にその制度をこれからつくっていただくことで、県市町村一体となって支援していくことになるかと思います。また、市町村の固定資産税については、3年間の減収補填がされているところです。以上です。

○大須賀都市計画室長 川西町における工業ゾーンの取り組みを、前回ご紹介させていただきました。それも含めて都市計画法上のいろんな制限の緩和と、拡大についての市町村の要望がございます。現在、前回の委員会でもご説明させていただいていますように大和郡山市、天理市、磯城郡の2市3町で工業ゾーンの取り組みを行っております。それはいずれも市街化調整区域におけます工業ゾーンの取り組みになっておりまして、ここはある程度機が熟してきますと、市街化区域編入ということも想定しております。ただ、市街化調整区域におきましては都市計画法上の地区計画、市街化調整区域における地区計画という制度がございまして、そういう手法も使うことで工業立地が可能であるということになっております。また、単独で例えば、ある工場をそれだけ誘致したいという場合には、都市計画法上の個別許可において誘致することも可能となっております。そういうさまざまな手法を活用し、工業立地等を都市計画法上の支援をしながら進めております。

今申しました2市3町以外にも個別のご相談は受けております。ただ、市街化区域の拡

大につきましては、ある一定のまとまりが必要となります。そういう意味ではなかなか簡単にはいきませんので、一般的にあるのは個別許可であるとか市街化調整区域における地区計画制度の活用を、県としては進めているところです。以上です。

○安井委員 調整区域も、市街化区域の中でもその地区計画が存在すると思いますし、また、地域のかなりの理解がないと進められない。非常に重い考え方もせざるを得ないと思うのですが、その理解と、そしてまた協力体制といいますか、市町村の、地域の方々の集約された意見が必要と思うのですけれども、調整区域を市街化区域に編入していくとなれば非常に作業もあることながら、やはり地域のそういう同意や考え方が非常に大切ですので、あまり、市町村主導、県主導という形ではなしに地区の方々の協力と理解を求めるという前提で進めていただきたいとは思っております。道路が整備されて、今申された天理市、大和郡山市をはじめ、地域の方々は早くそういう企業立地を望まれていることが事実だと思うのですけれども、その辺の地区計画の設定については十分、地域の理解を得ていただきたいと思います。要望しておきます。

もう一つの最初に申し上げました県の大規**模償却施設の**固定資産税の期間は、どのくらいあるのでしょうか。

- ○箕輪企業立地推進課長 ただいま安井委員がお述べの固定資産税につきましても、3年間の減収補填措置が設けられておりますので、そのような条例の内容に改正する予定です。以上です。
- **〇安井委員** わかりました。市町村も県も3年間、そのような固定資産税については免除 期間が3年間と定められているということですね。
- 〇西川委員長 箕輪企業立地推進課長、3年間ということでよろしいか。
- ○箕輪企業立地推進課長 失礼しました。ご説明が不足して申しわけございません。県におきましては、固定資産税だと3年間、減収補填していただけるという制度になっておりますので、それに沿った条例の改正にしております。ですから、3年間の期間を設けることとしております。市町村におきましても最大3年間、細かい話をすれば3年を超える期間を設けることもできますけれども、それはそれぞれの市町村の自腹になりますので、通常、減収補填の期間で定められています。従来の企業立地促進法に基づく課税免除条例をつくっていただいている市町村におきましても、その範囲内でつくってはいただいているところです。以上です。
- **〇安井委員** そういう優遇措置によって企業の進出が容易になる、あるいは協力を得られ

るというわけですけれども、ほかに先ほど申しました、県からの補助金、補助制度がありますね。だから企業者に対しては進出することによって固定資産税あるいは不動産取得税の免除という上に、従来からされている補助制度で、進出される金額の10%ぐらいかと思うのですけれども、ほかにはないのですか。優遇制度の考え方の中には補助金、そして固定資産税、今免除されている以外には、企業誘致する上において容易にするための制度は特にないのですか。

○箕輪企業立地推進課長 企業誘致に係る優遇制度につきましては、先ほど安井委員お述べのとおり、現在の税の軽減制度とともに補助金の制度は引き続き設けてまいりたいと考えております。現在設けております制度以外には、先ほどの報告のペーパーの右側、黄色いマーカーを引いているところです。支援内容につきましては、法人税等の特例措置(減価償却又は税額控除)ということで地方税のみならず、国税、いわゆる法人税、個人におかれましては所得税ですが、それの特例措置も国でメニューを創設いただいておりますので、あわせまして軽減制度ということで使っていただけると考えております。

あと、先ほどお答えの中で申し上げました制度融資につきましても、引き続き中小企業 業者が使っていただけるように企業立地促進法から見直しまして整備するところです。以 上です。

○藤野委員 通告をいたしておりませんので、簡潔にお聞きをしたいと思います。

平成29年の上半期の工場立地動向調査が発表されました。奈良県立地件数は昨年度よりも5件増ということで21件、工場敷地面積は4へクタール減の6へクタールとなったということです。また、全国順位は、昨年よりも4ランク上がって7位、福井県を含む近畿2府5県では昨年と同様に2位ということです。また、行き先の地域別は北和が12件、南和が9件となりましたが、これは上半期ということですので、今後の下半期の既に計画されている、あるいは今後予定されている点についてお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは業種別で、どのような業種がこの上半期に多かったのか。あるいは下半期で はどのような状況になるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○箕輪企業立地推進課長 ただいま工場立地の動向調査に基づくご質問をいただきました。 藤野委員お述べのとおり、平成29年上期、1月から6月までの工場立地件数は21件 でございましたが、下期は、まだ期中ですので、細かい数字はまだ経済産業省からいただ いてはおりませんが、私どもに問い合わせのある事業者等々の動向等を見ますと、去年の 実績が上期16件、下期16件でしたので、下半期におきましては、そのぐらいは目指し ていけるかとは思っております。いかんせん、全国調査は、経済産業省の調査でございますので、はっきりしたことはわかりませんが、動向としては依然として好調だと感じているところです。

業種別では、食料品・飲料の業種、金属製品の業種が4件ずつと多くを占めておりますが、これはたまたまその半期の中にその業種が入ったということです。あと、その他、木材、プラスチック製品、生産用機械についても2件ずつございますので、幅広く立地いただいていると理解しているところです。以上です。

○藤野委員 下半期の予想、予定というか、計画も含めて、お聞きしますが、昨年16件 だったので、ことしもその件数を目指しているということです。また、業種別も金属製品 等々が多かったということです。一方でちょっと気になることがあります。先般、新聞に 掲載されていて、私たちもいただきましたが、県民アンケートで、県内で働く人が73. 7%、20歳以上の5,000人を対象としたということで、サンプル数は少ないかもわ かりませんけれども、県内で働いている人は73.7%、県外で働く人は23.9%とい うことで、県外就労者が県外で働く理由として挙げて最も多かった回答は、県内で働きた い会社がないというのが23.8%、その次には県内企業は給料や休日など労働条件が悪 いからというのが18.4%。ほかにも県内企業は将来不安というようなコメントも、こ のアンケート調査の回答にあったということです。先ほどから、順調に企業誘致が進めら れているという一方で、こういう県民アンケートを見ますと、誘致した、あるいは現存企 業でも、県民の方々が県内に就職する人気が少ないのかなと短絡的に思った次第ですけれ ど、県内でも優秀な、あるいは将来見込みのある企業、あるいは魅力のある企業等々ある かと思います。ただ、こういった県民アンケートの調査の結果を踏まえて今後下半期に向 けて、行政が、さらに企業誘致におけるマッチングを図っていくうえにおいて、考え方等 についても、中川産業・雇用振輿部長からお聞かせいただきたいと思います。

〇中川産業・雇用振興部長 県民アンケートの結果、また企業立地の状況につきまして、特に県民アンケートの結果を見させていただいて、厳しい状況であり、まだまだ頑張らなくてはならないと思った次第です。一つは、やはり働く場を設けさせていただいて、そのためには奈良県内の企業がまず県内で事業を拡大していただく、また、県外から来ていただいて雇用の場をふやしていただくということが必要で、特に製造業の関係はそうです。また、流通関係でもございますが、そういう大きな商業施設が来られたら、そこで働いていただける場も確保できますし、また何より消費の拡大になりますので、奈良県の経済が

少しでもうまく回っていくと思っております。

ただ、大阪にあまりにも近いので、奈良県でお住まいになって大阪へお通いになります。 多いのは大阪で消費されて、奈良に寝に帰られるという、昔から言われているパターンですけれども、その中でやはり地元の奈良県で働きたいという方がおられますし、優秀な方、有能な方はたくさんおられます。特に家におられる女性の方も少しでもうまくお仕事をしていただけるようにいろんな意味で考えております。ただ、今まで、製造業がメーンだったのですけれども、最近、通信関係、特にテレホンセンターといった受付業務などでも、県外から奈良県に進出していただいている企業もございます。大きな投資にはなりませんけれど、雇用の場の確保となれば非常に有効な手段にもなっておりますので、製造業だけではなくて、先ほどの未来投資の関係もございますので、いろんな業種に奈良県に進出していただけるように一生懸命頑張っていきたいと思っております。以上です。

- ○藤野委員 企業誘致の目的の、大きな柱の一つとしてやはり、県内就業率を上げるということもあると思いますので、今後の取り組みに期待をいたしております。以上です。
- **〇清水委員** 1点だけ確認をさせていただきます。

ただいま提出いただいた資料の中で付加価値額についてですが、この付加価値額は売上 高マイナス費用総額プラス給与総額プラス租税公課となっておりますが、この算式で間違 いないですね。

- ○箕輪企業立地推進課長 はい、この付加価値額の計算はこれで算定いただくようにお願いしております。
- ○清水委員 ということは、この式の意味するところは売り上げから費用総額を引いて、なおかつそこに給与総額ですから人件費を足して、なおかつ租税公課分を足すという算式ですから、地元に税が落ちて、なおかつ雇用が拡大してという意味ですので、先ほど来の質問の中でちょっと気になるのがこの給与総額なのですが、奈良県内で給与が動かないと意味がないと。先ほど中川産業・雇用振興部長がおっしゃったように、大阪に近いので。大阪の雇用を拡大するというようなご発言もあったのですが、この給与が地元を限定するとかという制限はないのですか。
- ○賃輪企業立地推進課長 この給与総額については、立地する、いわゆる対象となる施設での給与総額になりますので、県内の居住者のことを指しておられると思いますけれど、それに限らないというところです。
- **〇清水委員** 限らないという判断ですので、会社としては私はこれでいいのかと思うので

すけれども。雇用される側からの考えをすると、逆にせっかく事業所があるだから、近く の方をできるだけ雇用してくださいという面も必要ではないのかという気がするのです。 それは事業者の判断に任せますでは、なかなかうまく雇用拡大が進んでいかないと思いますので、何らかその1点をつけ加える必要があるのではないのかという判断を今させていただいたのですが、その辺のご見解はどうですか。

○箕輪企業立地推進課長 この課税免除条例についての対象はただいまお話しさせていただいたとおりですが、県内居住者のことに関しましては、例えば先ほど少しお話に出ました企業立地促進補助金は当然、投資額のハードルがございますけれども、それ以外に県内で新たに雇用をどれだけ生んだかをアンド条件で設定をしておりますので、そういう県内の雇用をいかにして生むかという考えは働いております。この県税の課税免除条例に基づく減収補填の分については国の定めるところですので、それに譲っておりますが、県内での雇用が大切だということは忘れておりませんので、参考にさせていただきます。ありがとうございます。以上です。

〇清水委員 奈良県内の条例をつくるので、できる限り、奈良県内にお金が動くという形をぜひとも検討していただきたいと思います。以上です。

〇西川委員長 その他、発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに発言がなければ、これをもちまして質問を終わります。

それでは、理事者の方はご退室をお願いいたします。委員の方はしばらくお残りを願い たいと思います。

(理事者退席)

それでは、ただいまから委員間討議を行います。

委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、マイクを使って発言を願います。

まず、当委員会では、所管事項である産業基盤の強化に関することを調査、審査することとされております。手元に配付させていただいている資料は、初度委員会、9月の委員会に出された意見等について整理をしたものです。

それでは、当委員会の所管事項であります産業基盤の強化に関することについて、今後、 当委員会で取り組むべき方向、また、特に議論を深めるべき課題や論点等についてご意見 をいただきたいと思います。 それでは、ご発言をお願いをいたします。

○宮本委員 座ったまま発言をさせていただきます。本日の委員会でも話題になりましたけれども、県内産業の育成とか企業誘致と同じ観点で、雇用の創出とか賃金の引き上げといったものがどうしても課題になってくるのではないかと思うのです。ですから今回、委員会の出席理事の中に雇用分野が入ってないわけなのですが、どうしても議論していく中でそこに結びつくような産業育成や企業誘致ということで、やはり雇用が生まれたり、県民が豊かになるということが成果として求められるわけですから、そういう観点もこの委員会で、どうしても必要なのではないかと、9月と今回の委員会で感じましたので、皆さんの意見もお伺いしたいと思います。

○西川委員長 ただいまご発言がございました雇用の創出、賃金のアップ等についての議 論というご意見でございますが。

〇安井委員 どこまでこの委員会で定めていくかということになれば、意見としてはいい のだけれど、現実的かというと・・・。なぜかというと奈良県は、もともと農業県です。 この大和平野は農地ですよ。また、吉野郡は山間部ですし、今、ここに企業企業と言って いるわけです。一方で今も出ていましたけれども、例えば準工業地域などに用途を変えて いくということは、都市計画決定が農地を侵食するわけですので、やはり農業県であり、 地場産業としている奈良県の農業は守らないといけない面も一方であります。山は山で林 業の活性化などうたわれて、なかなかそれを崩して工業用地としていくということについ ては・・・。名阪国道の福住の辺りでも工業用地があるけれども、実際になかなか売れて いませんね。ですので、非常に課題は多い企業誘致かと思っています。奈良県が誘致しよ うと思っているが、なぜなかなか来ないのかは別として。ここでその意見を議論しても、 到達するまでは、きょうやあすの委員会では無理かと思いますので、皆さんがおっしゃっ たように、やはり企業誘致することによって生じてくる雇用、そして経済的な効果、そう いうことをもっと議論していけば、両方、意見が出せると思うのです。でも、基盤整備だ けなら、なかなか深められない。理屈は言えても、その声を現場へ落としていくのはなか なか難しい。これを1年間でやるというのは非常に難しい。もっと議論を深めようと思え ば、そういう幅の広い委員会であってほしいとは思います。

○藤野委員 私も、先ほど宮本委員がおっしゃった雇用の面あるいは賃金の面、労働環境の改善、働き方改革も含めて、この委員会でリンクする点なので、ぜひとも取り上げていただきたいと思います。先ほどの質問ではないですけれども、企業誘致の大きな目的の柱

の一つとしては、県内就業率を高めていくというのがあるので、そこはぜひともリンクさせるような今後の委員会運営をしていただきたいと思っています。

〇西川委員長 そのほかございませんか。

○中野委員 いつもですけれど、箕輪企業立地推進課長ばかりに集中するので、誰かほかに聞かないと、あの人かわいそうで潰れてしまう。ソフト部門もハード部門も全部あの人一人で答えているようにイメージを持っているのですけれども、皆さん、どんなぐあいでしょうか。もう少し分散しないと、ちょっと精神的にしんどい部分もあるのと違いますか。大事にしてやらないといけないと思います。全部集中しているので、私は、いったいどうなっているのかと思いながらこの委員会に入っているのですけれども、一つの意見として申し上げておきたいと思います。

〇阪口副委員長 9月にも、現状・課題、意見・要望等出ていますので。今、各委員が言 われた意見を加えて、西川委員長と事務局で集約していく形が望ましいのではないかと思 うのですけれど。

○西川委員長 今、阪口副委員長からもご意見いただきましたけれども、意見、要望等を 列挙しているところに、各委員から今、要望等もございました、雇用の創出並びに経済効果、経済効果の中でも賃金等の関係、それら等を含めながら、本当のことを言うと農業振 興のところに対しての工業系ゾーンというような設定もあるわけですので、そのようなことを議論していきますと、先ほど安井委員からも発言がございましたように1年間で終わらないというようなことになりますので、できる限り意見・要望等も集約をした中での項目整理もさせていただいて、今後の委員会運営に当たらせていただくということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、先ほど申し上げましたようにいたしたいと存じます。

これをもちまして委員間討議を終わります。

それでは、これで本日の委員会を終わりたいと思います。 どうもありがとうございました。